

令和5年度温泉法の運用に関するデジタル技術活用方策等検討会 設置要綱

(目的)

第1条 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、デジタル技術の活用により、代表的なアナログ規制(目視規制、定期検査・点検規制、書面掲示規制等)に関する横断的な見直しが求められていることを踏まえ、温泉法の運用におけるデジタル技術活用の方策等について検討を行うため、「令和5年度温泉法の運用に関するデジタル技術活用方策等検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は温泉法の運用に関する以下の事項について、必要な検討を行う。

- (1) 可燃性天然ガスによる災害の防止に係る目視点検及び定期点検におけるデジタル技術の活用について
- (2) 立入検査におけるデジタル技術の活用について
- (3) 温泉の成分等の掲示に関する、インターネットによる公開の原則化に係る課題等について
- (4) 登録分析機関が掲示する標識や都道府県知事が一般の閲覧に供することとされる登録分析機関の登録簿に関するインターネットによる公開の原則化に係る課題等について
- (5) 「申請」「届出」「行政処分のお知らせ」等に関する、オンライン化の可能性と手数料徴収の在り方について
- (6) その他必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、専門知識を有する学識経験者等7名程度で構成する。なお、別途オブザーバーを参加させることができる。

(運営)

第4条

- (1) 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。
- (2) 座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 座長は必要に応じて、委員以外の有識者に対し、検討会への出席を求めることができる。
- (4) 座長は、自らが検討会に出席できない場合、自らの代理人として、あらかじめ事務局の了解を得た別の委員を指名することができる。
- (5) 検討会は原則として公開とし、議事については議事概要を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省より委託を受けた公益財団法人中央温泉研究所が務める。

(その他)

第6条 上記に定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、随時検討会の中で協議する。

(附則)

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

検討委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	所属機関・団体及び役職
岡崎 憲明	一般社団法人全国さく井協会 専務理事
斉藤 雅樹	東海大学人文学部人文学科 教授
関 豊	一般社団法人日本温泉協会 専務理事
長縄 成実	秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
中野 信夫	産業用ガス検知警報器工業会 技術委員長 理研計器株式会社 取締役
中町 誠	株式会社日さく さく井部 担当部長

オブザーバー名簿

(敬称略)

氏名	所属機関・団体及び役職
藤原 淑子	東京都環境局自然環境部水環境課地下水管理担当 統括課長代理
内川 珠樹	東京都環境局自然環境部水環境課地下水管理担当 主任
飯澤 明子	東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課指導担当 統括課長代理
中橋 和也	東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課指導担当 主任

**令和5年度温泉法の運用に関するデジタル技術活用方策等検討会
開催スケジュール**

スケジュール	検討会審議予定事項及び作業内容	
令和5年 7月10日	第1回検討会 開催	温泉法の運用に関するデジタル技術活用方策に係る基礎調査結果の説明、論点の提示、議論
9月中下旬	第2回検討会 開催	第1回検討会の議論を踏まえた「温泉法の運用に関するデジタル技術活用方策に係る基礎資料(以降「基礎資料」という。)」の素案及び追加調査結果の提示、議論
11月中旬	第3回検討会 開催	「基礎資料」最終案の提示、議論
11月中旬 から	第3回検討会の議論を踏まえ、事務局が「基礎資料」最終案を修正した上で、メール等により各検討委員に確認し、「基礎資料」最終案の調整を行う	
12月上旬	「基礎資料」を環境省に提出	
(参考) 令和6年 1月以降	環境省から各都道府県へ「温泉法の運用に関するデジタル技術活用の方策に係る通知」(案)の提示と意見収集	